

# 食費・居住費の軽減制度のご案内（負担限度額）

介護保険では、介護サービスのうち、施設サービスおよび短期入所生活介護を利用したときの食費・居住費を軽減する制度があります。

制度の利用には、申請が必要で、随時受け付けています。有効期間は、申請のあった月の1日から初めに到達する7月31日までです。

詳しくは、市役所(介護長寿課介護保険グループ 電話 029-298-1111 内線 134・135・136)またはケアマネジャー等にご相談ください。

●対象者 下表「利用者負担段階の区分」のとおり

※前年の所得を基に決定されます。(1月～7月の申請の場合は前々年)

●内 容 施設サービス(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院)及び短期入所生活介護(ショートステイ)を利用したときにかかる食費・居住費の自己負担が軽減されます。食費・居住費が国で定める基準費用額以内の場合、1日当たりの自己負担の上限は下表のとおりとなります。

●申請時に添付するもの 本人及び配偶者の預貯金等照会同意書や通帳の写し等の添付が必要です。

令和3年8月から変更になる部分は太枠になっています

◆食費・居住費の自己負担限度額(1日当たり)

利用者負担段階	居 住 費				食 費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	820円	490円	490円(320円)	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	490円(420円)	370円	390円	600円
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円	1,300円

※( )内の金額は、特別養護老人ホームまたは短期入所生活介護を利用した場合の額です。

◆利用者負担段階の区分

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額、年金収入額の合計が80万円以下のかた	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①	・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額、年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下のかた	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②	・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額、年金収入額の合計が120万円を超えるかた	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

※年金収入額とは、老齢基礎年金、国民年金、厚生年金、共済年金、年金恩給などの課税年金や、遺族年金、障害年金の非課税年金などの年間の受給額です。

※預貯金等とは、預貯金、有価証券、投資信託、タンス預金(現金)、負債(借入金、住宅ローン)などです。生命保険、貴金属(時価評価額の把握が困難なもの)などは対象外です。

※配偶者は、世帯分離をしている配偶者、事実上の婚姻関係にある者を含みます。

○預貯金等を確認するために必要なもの（配偶者分を含む）

種 類	対象か否か	添付書類など
預貯金（普通・定期）	○	<p>通帳の写し            ※①～④のページの写しを添付してください。            ※口座が複数ある場合は、すべての口座について通帳の写しを添付してください。            ※インターネットバンクであれば①～④のページの写しを添付してください。</p> <p>① 銀行名・支店名・口座番号・名義人が確認できるページ            ② 申請日より2か月以内に記帳された直近の残高が確認できるページ            ③ 年金を受給している場合は、年金振込額が確認できるページ            ④ 定期預金がある場合は、預金額が確認できるページ</p>
有価証券 （株式・国債・地方債・社債など）	○	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○	購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	○	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し口座（ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	○	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	○	金銭消費貸借契約書など
生命保険	×	
自動車	×	
貴金属 （腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）	×	
その他高価な価値があるもの （絵画・骨董品・家財など）	×	

※預貯金額が減少して認定要件を満たすこととなった場合には、申請により負担軽減の対象になります。